

## 【相談支援事業所】

指定障害福祉サービス事業所等に対する  
集団指導

## ②その他

平成25年2月19日  
岡山県障害福祉課



# 平成24年4月から 業務管理体制整備の届出が必要となります。 休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

## 1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

業務管理体制の届出は平成24年9月30日までをお願いいたします。

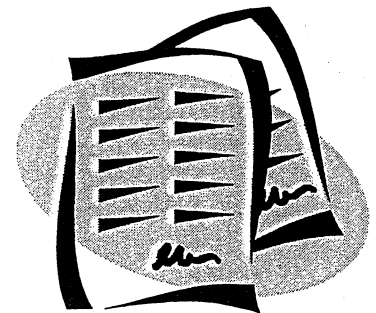
(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者自立支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

【田山君のイメージ】

記入例 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式 第2号様式も併用

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登録内容等と一致させてください。法人の代表者印を捺印してください。

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者 名称 麗々株式会社  
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

業務管理体制を整備し届出する場合は、(整備)印を付けてください。

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登録内容等と一致させてください。

1	届出の内容	(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)
		(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)
2	フリガナ	カスミガセキカブシキカイシャ
	名称又は氏名	麗々開株株式会社
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 100-****) 東京(都)千代田 区市 農ヶ磯一丁目1番地1号 所業 (記)
	連絡先 法人の種別	電話番号 03-5253-**** FAX番号 03-5253-**** 資利法人
3	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 代表取締役 フリガナ 氏名 東京 一郎 生年月日 昭和**年**月**日 (郵便番号 100-****) 東京(都)千代田 区市 ***一丁目2番地3号 所業 (記)
	代表者の住所	(ビルの名称等)

3	事業所名称等及び所在地	事業所名称 〒**年**月**日 事業所番号 所在地	
○「事業所名称」欄の後に並進距離の合計数を記入してください。			
○ 欄内を書き込まない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。 ○ 添付資料は、A4用紙により、既付資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 ○ なお、添付資料の添付に事業所等の合計数があるよう「事業所等の合計 (〇〇〇回)」と記入してください。			
○ 該当する事業者の区分に〇を付けてください。			
4	障害者自立支援法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者) (2) 法第51条の31 (指定相談支援事業者)	
5	障害者自立支援法施行規則第34条の26及び第34条の63第1項第2号から第4号に該当する事項	第2号 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 生年月日 原島 花子 (花子) 昭和**年**月**日	
		第3号 第1項第2号から第4号に該当する事項	東部が法令に適合することを確保するための体制の概要
		第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要	
		第5号 業務執行の状況の監査の方法の概要	
○ 届け出る事項について該当する番号欄に〇を付けてください。 ○ 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。 ○ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 添付資料は、A4用紙により、既付資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 (注) 添付資料については、(参考資料)に御確認ください。			
6	区分変更届付後経過名称、担当部(局)課 事業者(法人)番号 区分変更の理由 区分変更後経過名称、担当部(局)課 区分変更日 年 月 日	変更届出届出後経過名称、6の欄に記入する必要はありません。	

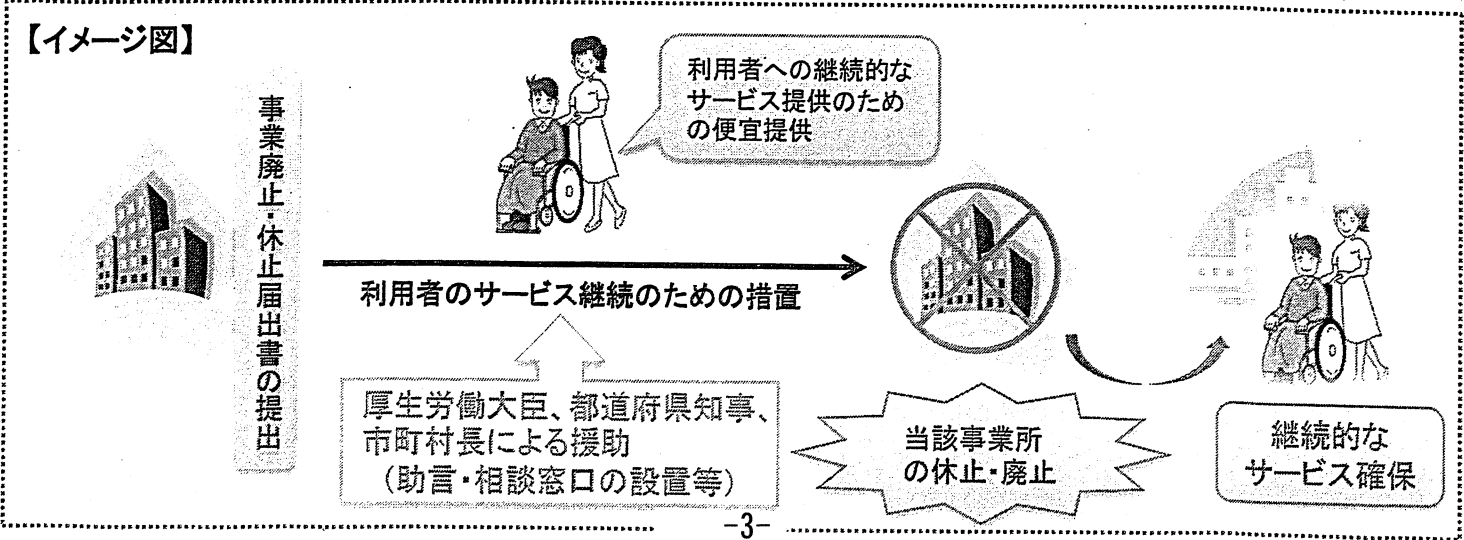
(日本工業規格A列4番)

## 2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

## 3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

○ 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。



## 4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。

### 【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

#### 障害福祉サービス ◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
  - ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
  - ・ 生活介護（※） ・ 短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
  - ・ 重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
  - ・ 共同生活介護 ・ 共同生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
  - ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

#### 障害者支援施設

- ・ 障害者支援施設

#### 相談支援(障害者)

◎ごとの類型内で適用

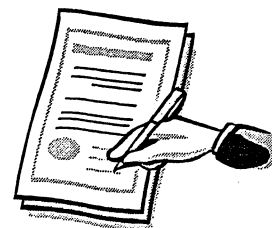
- ◎地域相談支援
- ◎計画相談支援

#### 障害児通所支援

- ・ 障害児通所支援

#### 相談支援(障害児)

- ・ 障害児相談支援



### 【照会先】

岡山県保健福祉部障害福祉課障害者自立支援 担当:岡本

TEL:086-226-7345

FAX:086-224-6520

障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者自立支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

1. 事業者が整備する業務管理体制

（障害者自立支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9）

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「法令遵守規程」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「法令遵守規程」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「法令遵守責任者」）の選任
事業所等の数	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

## 2. 届出書に記載すべき事項

(障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」(注2)の概要(注3)	事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者
④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要(注4)	事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

(注3) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注4) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

### 3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(障害者自立支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外の事業者	岡山県 (各県民局健康福祉部健康福祉課)

○ 届出書は1部郵送してください。

届出に関するお問い合わせについては、それぞれの届出先に電話又はFAXにてお願いします。

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の届出先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

TEL 03-5253-1111 (内線3009)

FAX 03-3580-6094

【岡山県知事に届出する場合の扱い】

(1) 主たる事務所(本社)の所在地を所管する県民局

(2) 主たる事務所(本社)が岡山県外に所在し、岡山県内にのみ事務所等が所在する場合

① 1つの県民局の所管区域にのみ事務所等が所在する場合は、所在地を管轄する県民局

② 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合

ア 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較して、最も事業所等数の多い県民局

イ 県民局の所管地域ごとの事業所等数が同一の場合、開設時期が最も古い事業所等の所在地を所管する県民局

以上の方法により、届出の区分ごとに判定することになります。

<届出先>

① 岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課事業者第二班

〒703-8278

岡山市中区古京町1-1-17

TEL 086-272-3995 (ダイヤルイン)



※所管市町村 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町

②岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課事業者第二班

〒710-8530

倉敷市羽島1083

TEL 086-434-7054 (ダイヤルイン)

※所管市町村 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

③岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課事業者班

〒708-0051

津山市椿高下114

TEL 0868-23-1291 (ダイヤルイン)

※所管市町村 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

#### 4. 届出に必要な様式等について

(障害者自立支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例						
<p>① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ <u>全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。</u></p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="316 1308 1043 1458">障害者自立支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項に基づく場合</td> <td data-bbox="1043 1308 1158 1458">第1号様式</td> <td data-bbox="1158 1308 1323 1458"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1458 1043 1615">児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合</td> <td data-bbox="1043 1458 1158 1615">第2号様式</td> <td data-bbox="1158 1458 1323 1615"></td> </tr> </table>	障害者自立支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項に基づく場合	第1号様式		児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合	第2号様式			
障害者自立支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項に基づく場合	第1号様式							
児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合	第2号様式							
<p>② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合</p> <p>注) <u>この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</u></p> <p>例: A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合 届出先 A県知事 → 厚生労働省本省に変更</p>								

障害者自立支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項に基づく場合	第1号 様式	
児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項に基づく場合	第2号 様式	
<p>② 届出事項に変更があった場合</p> <p>○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合</li> <li>・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合</li> </ul>		
障害者自立支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項に基づく場合	第3号 様式	記入要領3
児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合	第4号 様式	記入要領3
<p>事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。</p>		

第1号様式

受付番号

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称  
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1	届出の内容				
	(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）				
	(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）				
2 事 業 者	フリガナ				
	名称又は氏名				
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)			
3	事業所名称等及び所在地	事業所名称	所在地	別添のとおり	
		計 画 所			
4	障害者自立支援法上の該当する条文（事業者の区分）	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)			
		(2) 法第51条の31（指定相談支援事業者）			
5	障害者自立支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日	
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課				
	事業者（法人）番号	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span>			
	区分変更の理由				
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課				
	区 分 変 更 日	年 月 日			

(日本工業規格A列4番)

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称  
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1	届出の内容	
	(1) 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項 関係（整備）	
	(2) 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項 関係（区分の変更）	
2 事 業 者	フリガナ	
	名称又は氏名	
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)
	連 絡 先	電話番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> FAX番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span>
	法人の種類別	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> フリガナ <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 生年月日 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)
3	事業所名称等及び所在地	事業所名 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 地 計 画 所 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 別添のとおり
	児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分）	(1) 法第21条の5の25（指定障害児通所支援事業者等） (2) 法第24条の19の2（指定障害児入所施設等の設置者） (3) 法第24条の38（指定障害児相談支援事業者）
5	児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> 生年月日 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span>
		第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
		第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	
	事業者（法人）番号	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span>
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課	
	区 分 変 更 日	年 月 日

(日本工業規格A列4番)

## (参考資料)

### 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

### 業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法」の概要につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

受付番号	
------	--

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

行政機関の長 殿

事業者 名 称  
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項	
1、法人の種別、名称（フリガナ）	2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日	4、代表者の住所、職名
5、事業所名称等及び所在地	
6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日	
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8、業務執行の状況の監査の方法の概要	

変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

(日本工業規格 A 列 4 番)



### 記入要領3

#### 第3号及び第4号様式・・届出事項に変更があった場合

##### 記入方法

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先行政機関に届け出てください。
- 2 受付番号には記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。  
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。  
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について  
事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。  
(事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)  
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。  
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても差し支えありません。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について  
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。  
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。  
添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。



記入例3 届出事項に変更があった場合

第3様式 様式第4号も同様

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出日を記入してください。)

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者(法人)番号に記入してください。

事業者 名称 霞ヶ関株式会社  
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

変更があった事項	
1、法人の種別、名称(フリガナ)	2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4、代表者の住所、職名
5、事業所名称等及び所在地	
6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8、業務執行の状況の監査の方法の概要	

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

変更の内容	
(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コサキ ハナコ)生年月日 昭和〇〇年+月*日	
(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(トウリ タロウ)生年月日 昭和〇△年□月+日	

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

障 第 1795 号  
平成25年1月17日

各事業者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて (通知)

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) につきましては、昨年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (平成24年法律第51号) の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合 (別紙参照) については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとするなど、別添のとおり厚生労働省から連絡がありました。

各事業者等法人においては、上記取扱いを踏まえ、定款変更について適切な取扱いをお願いします。

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県保健福祉部障害福祉課  
障害者自立支援班 担当：東山  
TEL : 086-226-7345 FAX : 086-224-6520  
e-mail : jiritsushien@pref.okayama.lg.jp

事務連絡  
平成24年12月21日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

平素より、障害保健福祉施策に格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）につきましては、本年6月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。

この改正により、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合は、速やかに変更が行われることが望ましいですが、当該定款の該当部分が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に係るものであると判断できる場合（別紙参照）については、当該部分の内容に実質的な変更がないときに限り一定の猶予を認めることとしますので連絡いたします。

各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村、関係法人等に周知していただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

企画法令係 担当：山崎

TEL：03-5253-1111（3022）

FAX：03-3502-0892

## 定款変更に係る一定の猶予が認められる場合

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要がある場合であって当該変更に関し一定の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その他の定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものであると判断できる場合とする。

## 【具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」という事業名により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合となる。

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文言に限定するものではない。

定款内容が明確に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなることにつき、ご留意願いたい。

## 【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に関し一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成 26 年 4 月 1 日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。

# 利用者事故等発生時の対応について

## 1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）等に連絡・報告を行うこと。ただし、指定権者が岡山市、倉敷市及び新見市である施設・事業所は、県へ報告書を提出する必要はありません。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

## 2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

## 3 県（所管県民局健康福祉部）への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

#### ① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

- ② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- ③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生
- ④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- ⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等
- ⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

### (2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

### (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び保険者）に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準省令）

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）第40条第1項及び準用規定
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）第54条第1項
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第174号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第175号）第17条第1項
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第176号）第16条第1項
- (7) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）第43条第1項
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第15号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第16号）第49条第1項及び準用規定

〔 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設  
 相談支援事業所・地域活動支援センター・福祉ホーム  
 障害児施設・障害児通所支援事業所 〕

利用者事故等報告書

平成 第 年 月 日 号

.....県民局健康福祉部長 殿

(事業所・施設等の名称)  
 (事業者・施設設置者等の職・氏名)

印

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	(男・女)	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
住 所			
支給決定 市 町 村	利用サー ビス名		
事 故 等 発 生 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分頃		
事 故 等 発 生 場 所			
事故等の状況 及びその原因	(状況)		
	(原因)		
事故等に対する 対応及び家族等 への説明内容と それに対する反応	(対応)		
	(家族等への説明内容と反応)		
再発防止策			
事業所の 担 当 者	(担当者名： ) (TEL： FAX： )		
備 考			



障 第 1945 号

平成25年2月19日

関係指定障害福祉サービス事業者  
指定特定相談支援事業者  
指定障害者支援施設の設置者  
各市町村障害福祉担当課長

殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長

**障害者総合支援法に基づく指定共同生活介護事業及び指定共同  
生活援助事業の実施に関する取扱指針について（通知）**

平素から県の障害福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき感謝いたします。

さて、指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業については、障害者の地域生活への移行を推進する上で重要な役割を担っているところですが、当該サービス利用者の高齢化等により、今後、これまでの事業運営とは異なる事例が生じる可能性が見込まれるため、事業の実施に当たっては、事業者が当該サービスの趣旨を十分に理解し、利用者に対して適切な支援が行われるよう配慮する必要があります。

このため、このたび、障害者総合支援法に定める両サービスの目的に沿った事業運営が行われるよう、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第52号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日付け障発第1206001号）に記載のない部分等についての取扱指針を別紙のとおり定め、平成25年4月1日から運用することとしたので、サービス実施に当たっては本指針に留意していただくようお願いします。

なお、今後、施設整備の補助要望の採択等を検討する際には、地域移行促進のための取組状況等を考慮する予定としておりますので、申し添えます。

また、この通知により、従来の当職通知「日中活動事業所及び共同生活住居の同一敷地内への設置等の取扱いについて」（平成21年11月30日付け障第1465号）は廃止します。

## 指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

### 1 人員に関する事項

- (1) 利用者の安定した日常生活を確保する観点から、指定共同生活介護及び指定共同生活援助を行う事業所（以下「指定共同生活介護等事業所という。」）に係る共同生活住居（以下「共同生活住居」という。）ごとに担当の世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という。）を定めるなど、サービス提供の継続性を重視した運営に配慮すること。
- (2) 一の世話人等が複数の共同生活住居の世話人等を兼務することは可能であるが、この場合、兼務する共同生活住居の配置状況を勘案した上で、各共同生活住居ごとの入居者の個別支援計画書に記載された支援時間帯等に応じた支援が適切に行えるよう共同生活住居ごとの世話人等の勤務体制に配慮すること。
- (3) 複数の共同生活住居がある事業所は、新規指定申請時や人員配置基準の見直し時、共同生活住居数の変更時など、人員配置の確認のために従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）を指定権者へ提出する場合にあっては、事業所全体の勤務体制に加えて共同生活住居ごとの勤務体制を明らかにした勤務形態一覧表を添付すること。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日等で各共同生活住居に専任の世話人等の配置がなく、一の世話人等が複数の共同生活住居を巡回して支援を行うなど、共同生活住居ごとの勤務体制の記載が困難な場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表の様式中（〈備考〉欄等）に明記すること。
- (5) 入居者に対する支援時間帯の変更が生じた場合等には、指定権者への変更の届出等は要しないが、上記（2）を踏まえ、事業者において、世話人等の勤務体制を適切に変更し、勤務形態一覧表など、その内容が確認できる記録を保管すること。（実地指導時等に記録の確認を行う場合がある。）
- (6) 世話人等の配置がない日（世話人等による支援が行われていない日）については、報酬を算定することはできない。

### 2 構造等に関する事項

共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。

ただし、マンション等の建物においては、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸をそれぞれ一つの共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を合わせて一つの共同生活住居として捉えるものとする。なお、後者の場合には、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備等（原則として、利用者及び従業者が一同に会するのに十分な広さを有するもの。）の共用設備を、申請又は届出書類の添付資料である平面図上に明確に記載すること。

### 3 設置場所等に関する事項

#### (1) 基本方針

共同生活住居は、利用者のさらなる地域移行が促進されるよう住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。

#### (2) 日中活動事業所との関係

共同生活住居は、次のアからウまでのすべての要件を満たす場合に限り、日中活動事業所（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する事業所（従たる事業所及び作業場を含む。）をいう。以下同じ。）と同一敷地内への設置（以下「同一敷地内設置」という。）をすることができる。

※同一敷地とは、単に敷地が同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、一体的に利用可能な一団の土地をいう。

ア 管理・運営面において、日中活動事業所からの独立性が確保されていること。なお、共同生活介護等事業所と日中活動事業所との職員の兼務については、指定基準で認められていることを踏まえ、それぞれの事業所におけるサービスの提供に支障がないと認められる場合に限り、職員の兼務のみをもって管理・運営面での独立性を判断しないものとする。

イ 共同生活住居の出入口が、日中活動事業所の建物とは別に設置されていること。

ウ 共同生活住居を日中活動事業所と同一建物内に設置しようとする場合にあっては、それぞれの事業所の玄関が別に確保されている等、機能的に完全に独立した構造となっていること。

## 4 運営に関する事項

### (1) 基本方針

事業者は、共同生活住居の運営に当たっては、地域住民との交流や町内会活動への参加など利用者のさらなる地域移行の促進に努めること。また、その取組が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(実地指導や施設整備補助要望等の際に確認する場合がある。)

### (2) 同一敷地内設置の日中活動事業所との関係

共同生活住居の利用者による同一敷地内設置の日中活動事業所の利用(以下「同一敷地内併用」という。)は、次のアからオまでのすべての要件を満たす場合に限り認めるものとする。

ア 入居予定者及びその家族等に周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明すること。

イ 上記アを踏まえ、入居予定者及びその家族等の意向を十分確認すること。

ウ 上記イの意向確認に当たっては、相談支援事業所の関与を求めるよう努めること。

エ 上記アからウまでの手続を経た上で、同一敷地内併用を行うことが予想される場合には、相談支援事業所が当該利用にかかるサービス等利用計画(案)を支給決定市町村に提出する際に、その必要性などを含めて申し出て、当該市町村から必要な指示等を受けるよう努めること。

オ 上記アからエまでの手続きについては、その事実が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(実地指導等において確認する場合がある。)

## 5 その他

共同生活介護等事業所の指定申請や共同生活住居の増改築、設備の変更等を行う場合は、必ず指定権者に事前協議を行うこと。

# 日中活動事業所及び共同生活住居の同一敷地内への設置等の取扱いについて

平成21年11月30日 障第1465号

関係指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設の設置者宛  
岡山県保健福祉部障害福祉課長通知

日中活動事業所（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する事業所（従たる事業所及び作業場を含む。）をいう。以下同じ。）及び共同生活住居の同一敷地（所有者が同一団の土地をいう。以下同じ。）内への設置（以下「同一敷地内設置」という。）については、原則として認めない取扱いとするとともに、特に設置を認めた場合についても、障害者の地域移行を推進する観点から、共同生活住居の利用者（以下「利用者」という。）による共同生活住居の同一敷地内に設置された日中活動事業所の併用（以下「同一敷地内併用」という。）は認めない取扱いとしてまいりましたが、共同生活住居の立地や障害の状況等から近隣の他の日中活動事業所（以下「近隣事業所」という。）を利用することが困難な場合も想定されることから、今後は次のとおり取り扱うことといたしますので、遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1 同一敷地内設置について

同一敷地内設置はできない。ただし、日中活動事業所及び共同生活住居の各々を設置する場所が塀、柵、植栽等を用いるなどの方法により、相互に行き来ができないように適切に区分されていると認められる場合は、設置することができる。

なお、この取扱いについては、従来からの指導内容のとおりであるが、このたび文書により改めて取扱いをお示しすることとしたものである。

### 2 同一敷地内併用について

1のただし書きにより同一敷地内設置をした場合にあっては、同一敷地内併用はできない。ただし、利用者が、支給決定を受けた指定障害福祉サービスを提供する近隣事業所へ通所することが困難と認められる場合は、同一敷地内併用ができる。

なお、同一敷地内併用については、利用者が希望する場合に限るものであり、利用者が他の日中活動事業所の利用を希望することを妨げるものではないので十分留意すること。

また、利用者が近隣事業所へ通所することが困難と認められるのは、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合とする。

（1）近隣事業所が遠方（片道、概ね10Km以上又は自動車で30分以上）で利用することが困難な場合

（2）次の①及び②のいずれにも該当する場合

① 近隣事業所が利用者に対して障害の状況等に応じた送迎サービスを提供することができない。

② 利用者が、障害の状況等から近隣事業所へ通所することが困難であるか、あるいは障害の状況等に応じた移動手段を用いて近隣事業所へ通所した場合に片道概ね30分以上を要する。

（参照）障害の状況等から近隣事業所へ通所することが困難な事例

重度の知的障害のため単独での通所が困難、車いすのため通所に必要な公共交通機関の利用が困難

（3）（1）又は（2）のほか、近隣事業所へ通所することが特に困難と認められる場合

### 3 同一敷地内併用を行う場合における地域生活に関する配慮等について

（1）2のただし書きにより同一敷地内併用を行う場合は、共同生活住居を運営する指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者（以下「住居運営事業者」という。）は、障害者の地域移行を推進する観点から、利用者の地域生活に関して特に配慮することを要するものとする。

（2）住居運営事業者は、（1）の配慮に関して、あらかじめ年度ごとに計画を作成し、当該計画に係る計画書を県へ提出するとともに、年度終了後速やかに当該計画に係る実施状況を県へ報告しなければならないものとする。

（3）県は、（2）の計画及び実施状況について、利用者の支給決定市町村に対して情報提供するものとする。

### 4 障害者支援施設の従たる事業所及び作業場の取扱いについて

障害者支援施設が行う屋間実施サービスを提供するために当該施設と異なる場所に設置した従たる事業所及び作業場は、本通知の日中活動事業所と同様に取り扱うこととする。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準第140条の規定により、障害者支援施設の同一敷地内に共同生活住居（地域移行型ホームの特例による住居を除く。）を設置することはできない。）

# 指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

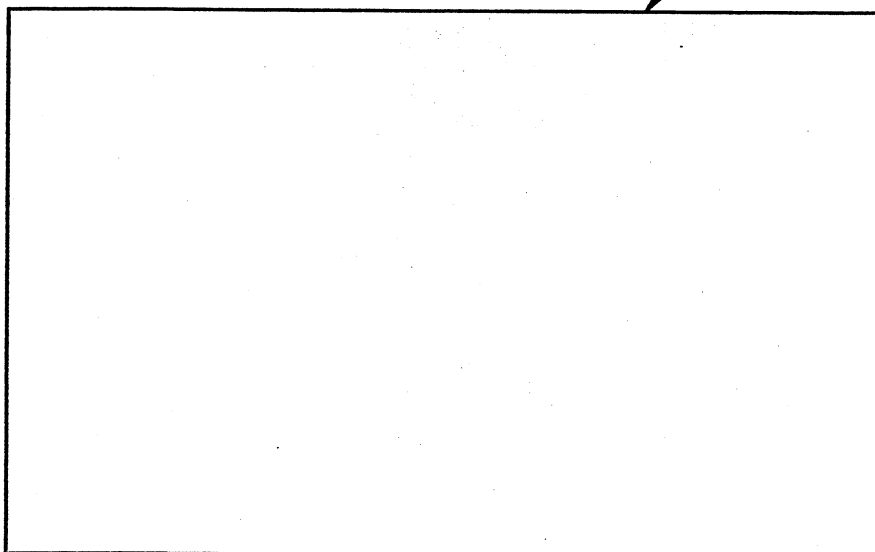
## 1 人員に関する事項

- (1) 共同生活住居ごとに担当の世話人等を定めるなど、サービス提供の継続性を重視した運営に配慮すること。
- (2) 共同生活住居ごとの入居者の個別支援計画に記載された支援時間帯等に応じた支援が行えるよう配慮すること。
- (3) 事業所全体の勤務体制に加えて共同生活住居ごとの世話人等の勤務体制に配慮すること。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日等で、共同生活住居ごとの勤務体制の記載が困難な場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表の様式中(＜備考＞欄等)に明記すること。
- (5) 入居者に対する支援時間帯の変更が生じた場合等には、世話人等の勤務体制を適切に変更し、勤務形態一覧表など、その内容が確認できる記録を保管すること。(実地指導時等に記録の確認を行う場合がある。)
- (6) 世話人等の配置がない日(世話人等による支援が行われていない日)については、報酬を算定することはできない。

## 【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置について】①

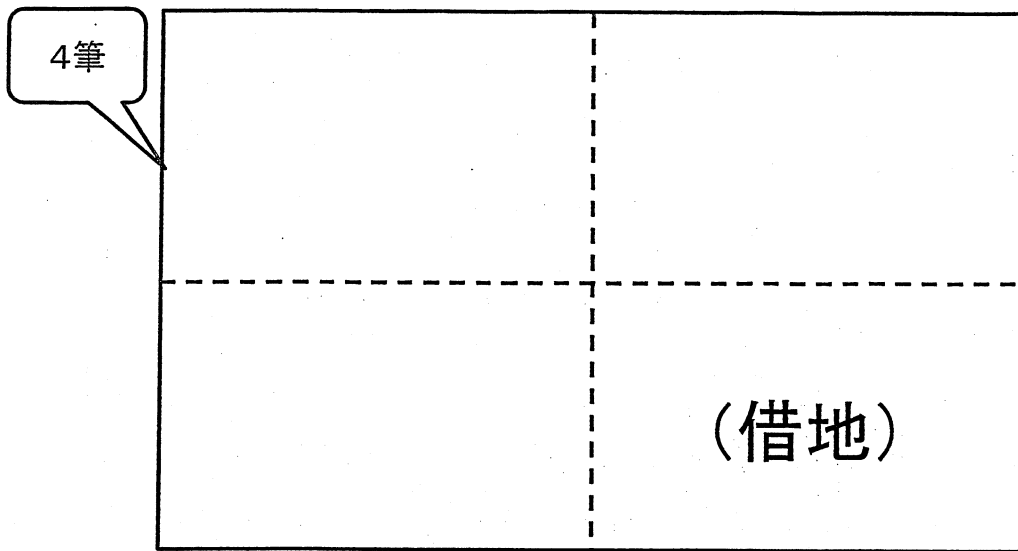
(同一敷地とは)

1筆



【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置  
について】②

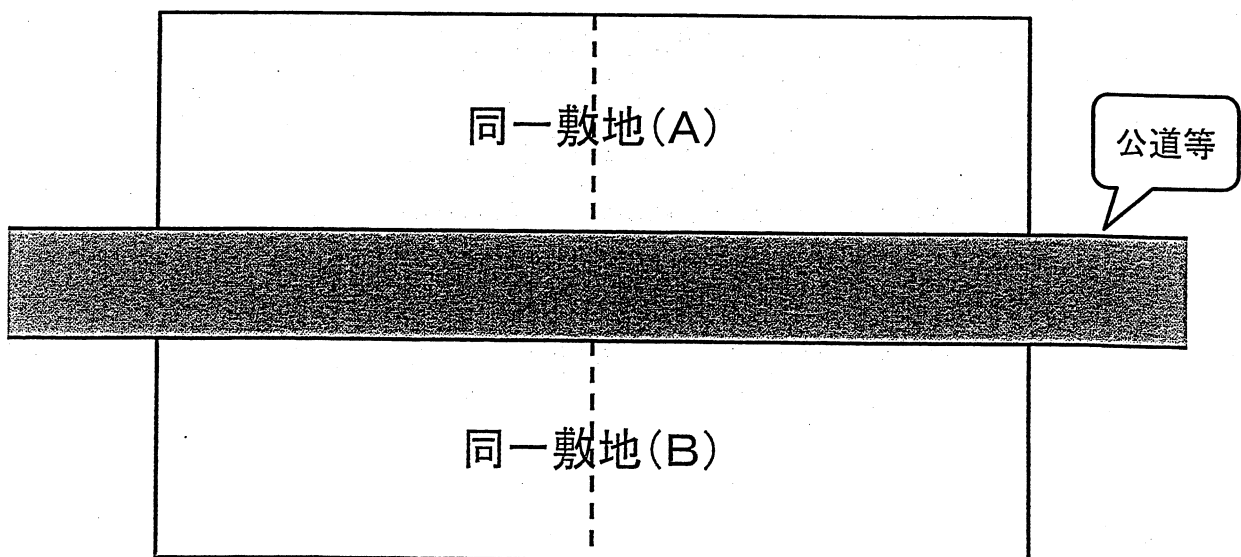
(同一敷地とは)



同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、  
一体的に利用可能な一団の土地 = 「同一敷地」

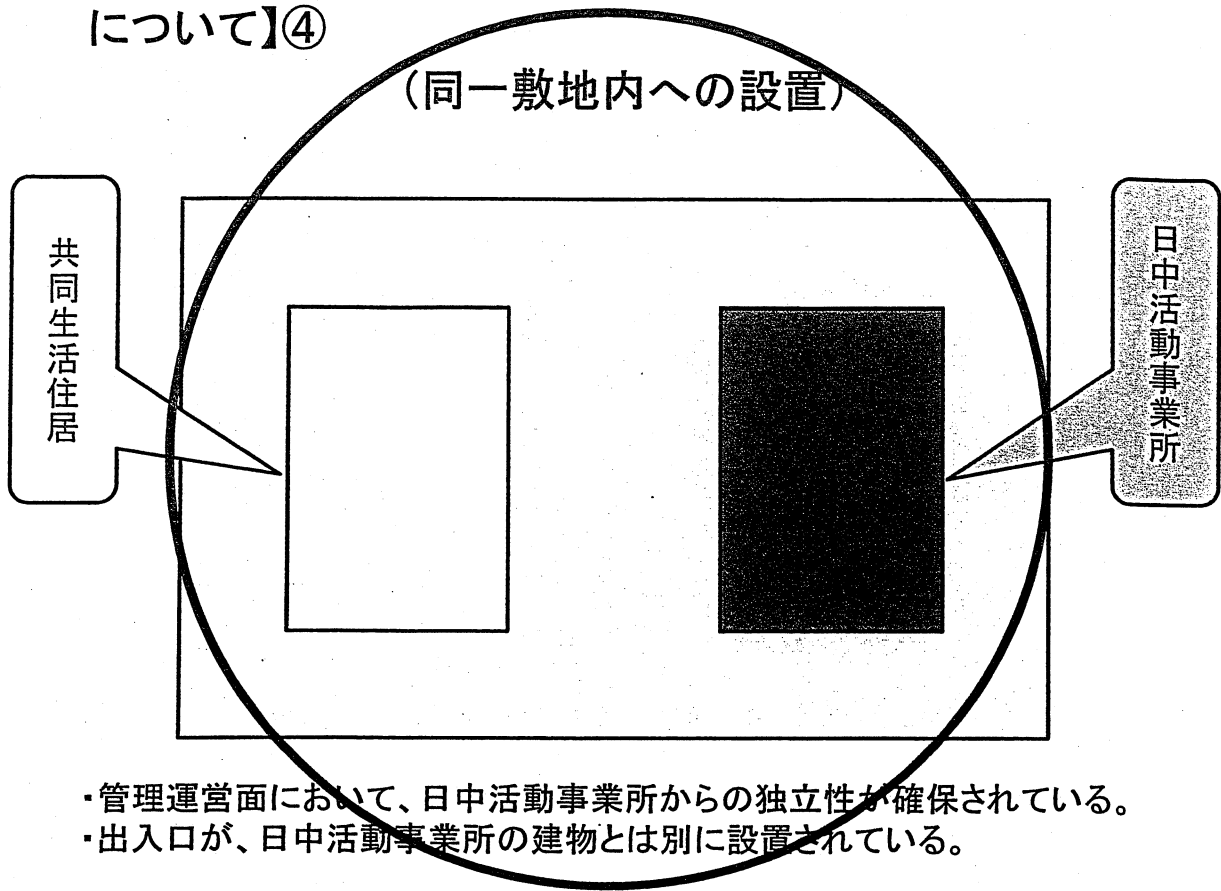
【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置  
について】③

(同一敷地とは)



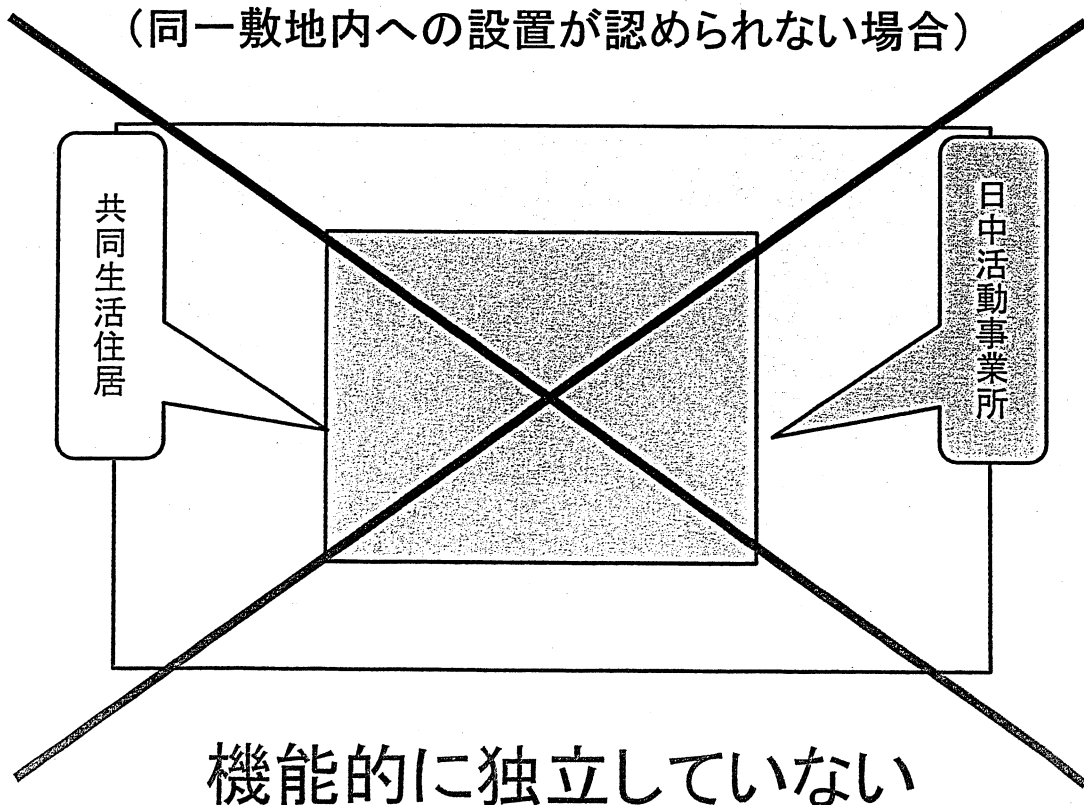
上下それぞれが同一敷地

【共同生活住居と日中活動事業所の同一敷地内設置  
について】④



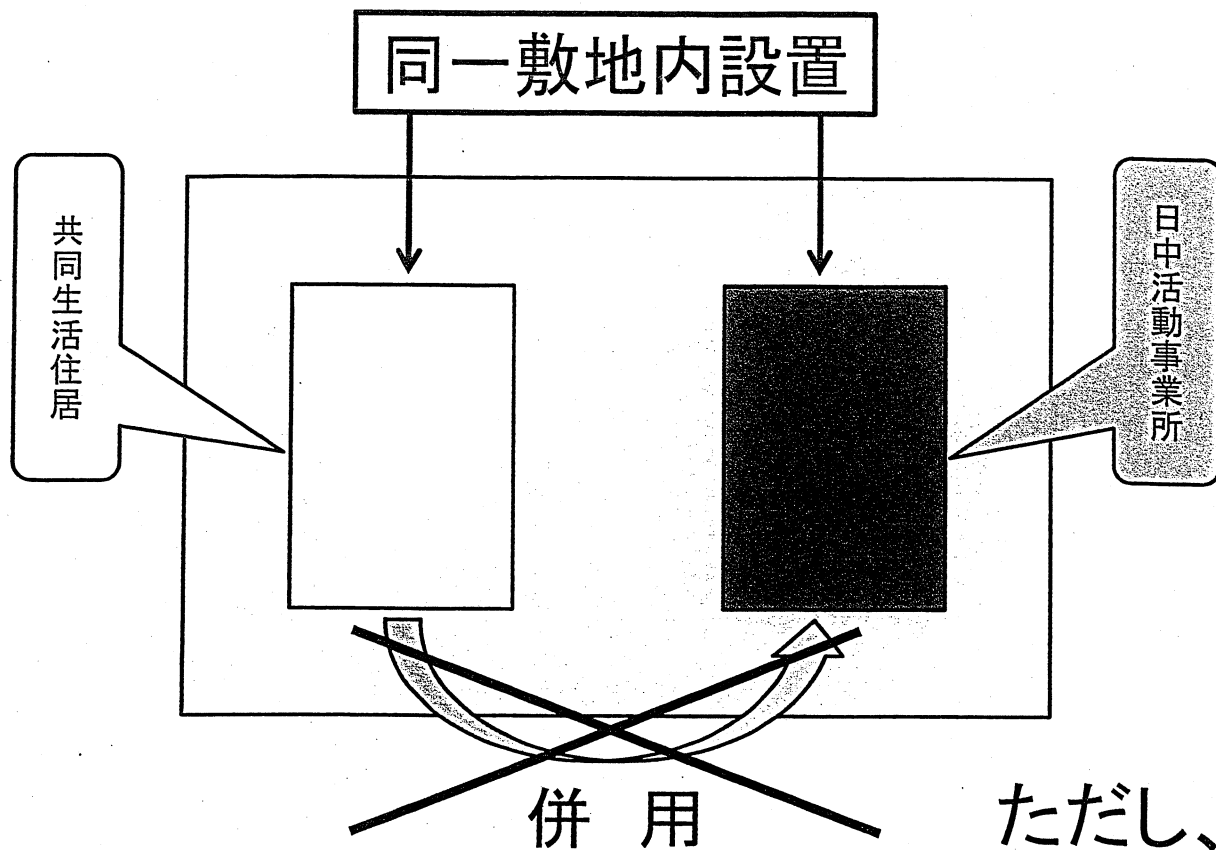
【日中活動事業所と共同生活住居の同一敷地内設置  
について】⑤

(同一敷地内への設置が認められない場合)



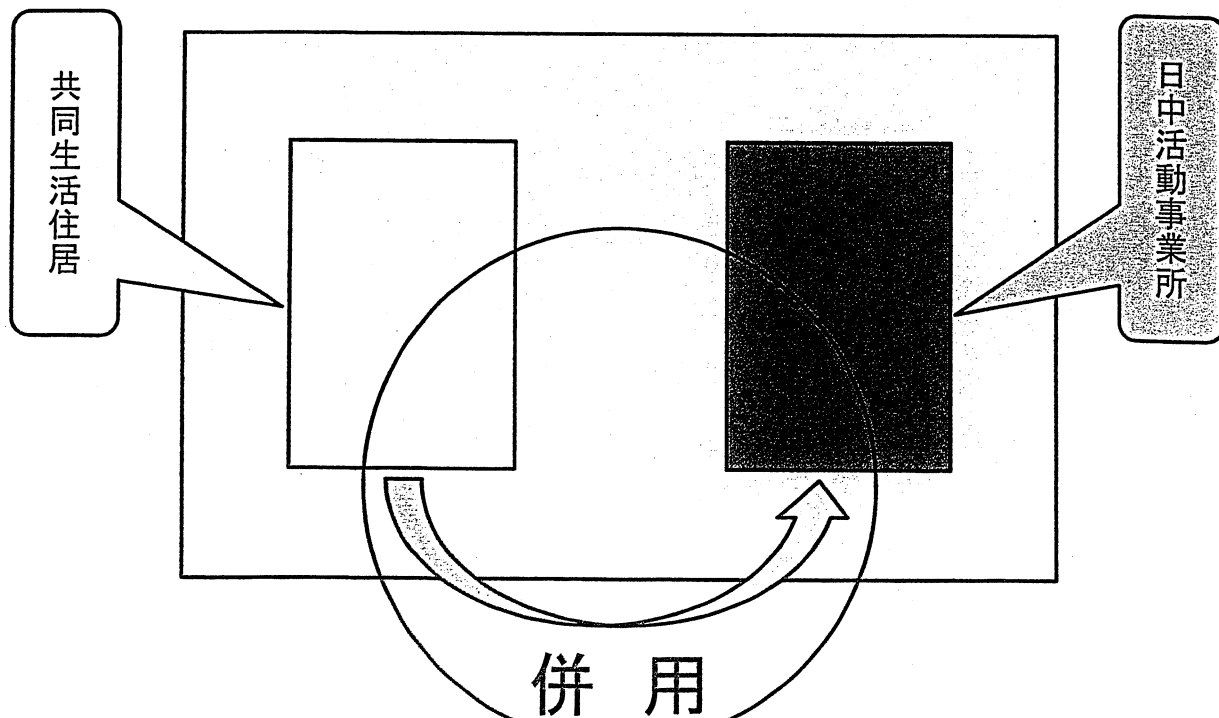


【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】①



【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】②

次ページの5つの要件をすべて満たす場合は、

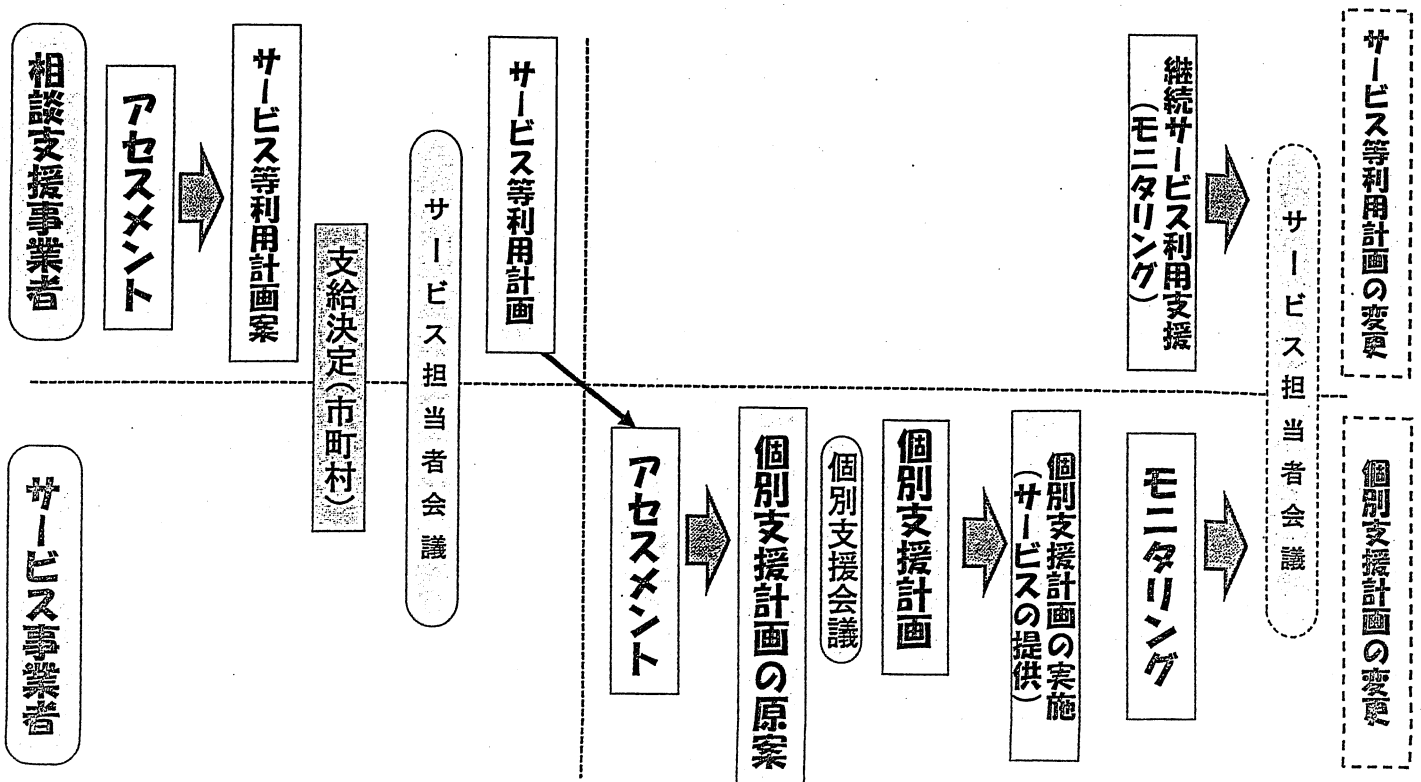


【共同生活住居と日中活動事業所の併用について】③

同一敷地内併用を認める5つの要件とは、

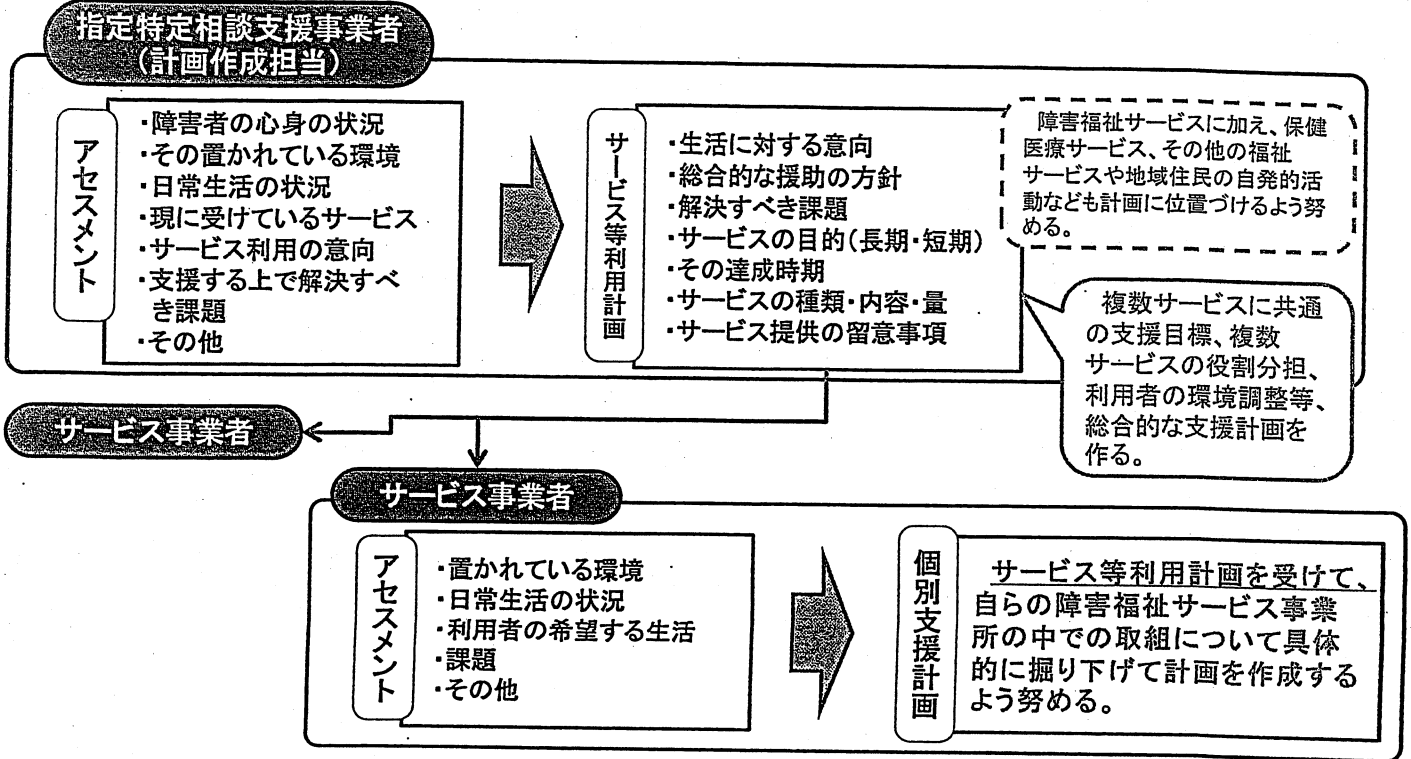
- ア 入居予定者及びその家族等に周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明すること。
- イ 上記アを踏まえ、入居予定者及びその家族等の意向を十分確認すること。
- ウ 上記イの意向確認に当たっては、相談支援事業所の関与を求めよう努めること。
- エ 相談支援事業所が当該利用にかかるサービス等利用計画(案)を支給決定市町村に提出する際に、併用の必要性などを含めて申し出て、当該市町村から必要な指示等を受けるよう努めること。
- オ 上記アからエまでの手続きについては、その事実が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(実地指導等において確認する場合がある。)

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



# サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



## 岡山県障害福祉課からのお知らせ

### 岡山県保健福祉部障害福祉課ホームページ

<http://www.pref.okayama.lg.jp/soshiki/39/>

※変更や追加はホームページへ掲載します。

## 障害福祉サービス関係「最新情報」

### 岡山県保健福祉部障害福祉課ホームページ

<http://www.pref.okayama.lg.jp/page/detail-85175.html>

※少なくとも1週間に1度はご覧ください。(概ね2週間掲載)

## メールアドレス登録のお願い

皆様に緊急の情報をお知らせしたり、報告様式等をファイル形式で送付させていただくため、メールアドレスの登録をお願いします。

未登録の事業所・施設は、パソコンなどIT環境を整備の上、速やかに登録してください。

[j-shien@pref.okayama.jp](mailto:j-shien@pref.okayama.jp)

上のアドレスに次の情報を送信してください。

- 1 登録する事業所・施設の名称  
1つのアドレスで複数の事業所や法人の全事業所の登録をすることもできます。
- 2 送信を担当した方の所属、お名前、連絡電話番号

※ メールアドレスはメールに表示されるので記入不要

登録を変更する場合も同様にしてください。